

令和 2 年 3 月 31 日

入札・契約関係者 各位

津山市契約監理室

工事請負・業務委託契約書（約款）の改正について（お知らせ）

令和 2 年 2 月 25 日付け「今後の入札・格付け等について」にてお知らせのとおり、改正民法が令和 2 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、津山市契約規則、津山市工事請負契約書及び業務委託契約書を改正します。

本改正は、令和 2 年 4 月 1 日以降に契約を締結する建設工事及びコンサルタント業務委託契約が対象となります。

1 主な改正点

- ・「かし担保」を「契約不適合責任」に改正し、履行の追完請求、代金減額請求を規定。
 - ・「解除権」について、発注者・受注者にそれぞれ「催告解除」と「無催告解除」を規定。
- ※ 詳細は新旧対照表をご確認ください。

2 契約書について

令和 2 年 4 月 1 日に契約監理室ホームページ掲載の「契約書」の差し替えを行います（契約監理室ホームページ>工事・コンサル>3 様式集に掲載）。

令和 2 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事・コンサルタント業務案件は、改正後の契約書で作成いただきますようお願いいたします（契約書様式の左上部分に「20200401」と表示されています）。

※ 津山市契約規則については、津山市例規集で確認できるようになるまで、ある程度時間がかかりますので、ご了承ください。